

特定調停：借金の返済が不能になりそうな借主の申立により、簡易裁判所が借主と貸主との話し合いを仲介し、返済条件の軽減等により借金を整理して、生活再建ができるように支援する制度です。

【メリット】①本人自身が申立を行えば、弁護士・司法書士の費用が節約できる。

②取引履歴を利息制限法の金利に引き直し、減額された元本を基準に、三年程度で分割返済ができる。③給与等の差押手続を停止できる場合がある。

【デメリット】①手続に手間がかかり、本人が裁判所に何度も出頭することになる。②申立時の書類に不備があると取立行為が止むまで時間がかかる。③過払金

回収の調停はされないもので、過払金を含めた返済計画はできない。④調停成立後に返済が不能になると直ちに給与等を差押さえられる場合がある。⑤遅延損害金や調停成立後の利息(将来利息)を支払わなければならない場合がある。⑥和解成立後に過払金が発覚した場合、回収できない場合がある。まず専門家へご相談下さい。

過払い金の返還請求なら

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 無料相談 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>